平成２６年（フ）第９４９号
大阪市中央区農人橋２丁目３番８―302号
債務者　中上　秀子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２７号
大阪市西区九条南４丁目５番10号
債務者　渡部　栄三
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９０号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番８―1107号
債務者　葛城敏文こと　李　　和男
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９７号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目１番８号
債務者　山本明日香
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１号
愛知県蒲郡市府相町新井前712番地３、従前の住所愛知県蒲郡市中央本町14番８号
債務者　杉本とし子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１５号
三重県伊勢市藤里町68番地78、前住所三重県伊勢市藤里町453番地25
債務者　中間庭ひろ子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１４４９号
埼玉県蓮田市大字駒崎1713番地４
債務者　小林　聖子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
さいたま市浦和区岸町１丁目12番２号　岸町メゾン204号室
債務者　岸和田崇男
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
埼玉県川口市大字東本郷1217番地の１　岩本コーポ103号
債務者　三澤　昭一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
さいたま市南区文蔵２丁目５番４号　アーバン・タカハシ101号
債務者　村山　俊則
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
埼玉県蕨市塚越７丁目12番11号　センチュリーパークハイツ302号
債務者　大友　和広
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
さいたま市緑区大字大門120番地１　ガーデンコート浦和東103号
債務者　苫米地次郎
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
千葉県成田市取香446番地１
債務者　鵜澤　眞一
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５号
千葉県木更津市請西３丁目７番４棟201号
債務者　出口喜美子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９号
千葉県木更津市高柳2109番地12
債務者　森下　鈴恵
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県木更津市清見台東２丁目１番６号
債務者　坂上　勝二
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１６号
千葉県君津市大和田３丁目５番地１　グリーンシティ21Ｆ
債務者　三上　信子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１９号
千葉県木更津市祇園１丁目１番18号　中央荘７号室
債務者　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部